

# 仕分け結果に対する町の方針

事業名	消防庁舎維持管理経費	第1班
		第5事業

仕分け結果	仕分け人チーム	結果	寒川町 (現行どおり)	<b>【主なコメント】</b> ●この2Fに町の防災安全課を移すと良いと思う。人員に応じたスペースであるべき。よって清掃費も冷房費も妥当になっていない。予算確保するのが「目的」になっている。火災の損失／消防予算を最小化する視点が見えない。 ●事業選定の趣旨がわからない。役場庁舎との共同管理等の検討を。 ●仕分け対象事業として不適切ではないか。自販機と福利厚生会の関係をチェックして下さい。問題があれば改善を。 ●庁舎維持管理の妥当性をみるのであれば、本庁舎、総合体育館など他の公共施設を仕分け対象とすべき。 ●予算は益々厳しい状況になってきている。日々経費削減に努めて欲しい。
		不要	0	
		民間	0	
		国・県・広域	0	
		寒川町 (要改善)	2	
		寒川町 (現行どおり)	3	
	町民判定人	結果	寒川町 (現行どおり)	<b>【主なコメント】</b> ●清掃管理委託自体が不明なため、高額なのか判断がつかない。課題で修繕等の必要な箇所があると記されている。出勤時に不具合がある場所ならば、先送りせず最優先されるはず。そうであるならば、修繕すべき箇所なのか不明である。また、他市との比較は金額で示して欲しい。 ●清掃等は、業者が行うべき。(職員は、本務に専念する)
		不要	0	
		民間	0	
		国・県・広域	0	
		寒川町 (要改善)	3	
		寒川町 (現行どおり)	6	

町の方針	寒川町(要改善)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付き競争入札について、入札条件の見直しを行い、新規業者の参入の機会拡大に努めます。</li> <li>・契約の統合化(建物総合管理委託など)については、より多くの業者の入札参画を阻むことが懸念されることから、現行での契約とします。</li> <li>・消防庁舎清掃業務委託については、一部期間を随意契約としてきましたが、24年度から、年間を通じた委託期間に見直してまいります。また、電気設備など、設置しているメーカーの特約店と契約している業務委託等については、引き続き随意契約としますが、原価調査等を実施し、コストダウンを図ってまいります。</li> <li>・本施設を今後維持していくためにかかるランニングコストや、大規模施設改修及び機械設備の修繕等の時期についての将来的な計画を24年度末を目途に作成し、適切な維持管理を行ってまいります。</li> <li>・地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているため、町では、職員福利厚生会に対し消防庁舎の一角に自動販売機を設置することを許可しています。また、設置に当たっては、職員福利厚生会から公共施設の目的外使用料を徴し、自動販売機設置業者が電気料を負担しており、適切であると判断し、今後も福利厚生会による自動販売機の設置を継続いたします。</li> </ul>	